

「第2次広島市消費生活基本計画」消費者施策 達成目標の進捗状況

達成目標	対応する 個別施策	平成30年度 (年度末時点の実績)	平成31年度 (年度末時点の実績)	令和2年度 (年度末時点の実績)	令和3年度 (年度末時点の実績)	令和4年度 (年度末時点の実績)
◆悪質事業者の行政指導に向け、国・県との連携を強化する	No.44～49	●広島県による行政指導 6件（うち1件は県・市の情報共有に基づく事案）、行政処分 2件（うち1件は県・市の情報共有に基づく事案） ●事業者からの事情聴取 72件	●広島県による行政指導 5件（うち2件は県・市の情報共有に基づく事案）、行政処分 0件	—	—	—
◆消費者安全確保地域協議会を設置し、消費者被害防止のための地域連携ネットワークを確立する	No.52～61	●広島市消費生活審議会に消費者安全確保部会を設置し、「消費者安全確保地域協議会」として位置付けた。 ●消費者安全確保部会の構成団体へ高齢者等の消費者被害に関する情報をメール配信した。	●広島市消費生活審議会消費者安全確保部会において、地域の見守り実践マニュアルについて検討した。 ●消費者安全確保部会の構成団体へ高齢者等の消費者被害に関する情報をメール配信した。	—	—	—
◆消費生活サポートを増やす (目標設定時 46人)	No.62	92人	109人	—	—	—
◆消費生活協力団体を増やす (目標設定時 0団体)	No.63～65	111団体	131団体	—	—	—
◆相談員全員を国家資格の有資格者（一定の要件を満たし合格者とみなされる者を含む。）とする (目標設定時 全員有資格者)	No.76～80	12人中11人が国家資格の有資格者である。	12人中11人が国家資格の有資格者である。	—	—	—
◆消費生活相談の相談員によるあっせん解決率を90%以上とする (目標設定時 90.6%)	No.83～84	89.0%	89.4%	—	—	—
◆市民アンケートで消費生活センターの認知度を80%以上とする (目標設定時 62.1%)	No.91～97	— (市民アンケート実施なし)	77.8%	—	—	—
◆学校における消費者教育のための教材の提供、授業モデルの提案を行う	No.110～119	●小・中・高等学校へ啓発チラシ・パンフレットを配布するとともに、「子どもサポート通信」を4回メール配信した。	●小・中・高等学校へ啓発チラシ・パンフレットを配布するとともに、「消費者教育情報」を7回メール配信した。	—	—	—
◆消費者教育コーディネーターの学校訪問等により全市立学校における消費者教育を推進する	No.110～119	●市立学校における出前講座（15回開催、受講者数1,081人） ●小・高等学校の教員3名を消費者教育研修会に派遣した。	●市立学校における出前講座（21回開催、受講者数1,015人） ●小・高等学校の教員3名を消費者教育研修会に派遣した。	—	—	—
◆高齢者の出前講座への参加を増やす (目標設定時 40回 1,226人)	No.123～134	●高齢者の出前講座の受講実績 51回 2,132人	●高齢者の出前講座の受講実績 69回 1,709人	—	—	—
◆市民アンケートで倫理的消費行動実施者を90%以上とする (目標設定時 84.1%)	No.137～142	— (市民アンケート実施なし)	89.4%	—	—	—

※ 数値目標がない達成目標については、対応する個別施策のうち、主な施策の取組内容を記載

※ 目標設定時は平成28年度時の実績数値を記載